



# 交通安全情報 No. 6

警察はその場で現金を要求することはありません!

令和8年5月12日  
北警察署  
交通第一課

## 自転車の交通違反に対する 反則金名目の詐欺に注意!

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者のした一定の交通違反に対し交通反則通告制度の適用が開始されましたが、警察官をかたり、取締りと称して自転車の運転者にその場で現金を支払うよう求める詐欺事案が確認されました。

発生日時：令和8年4月13日午後7時頃

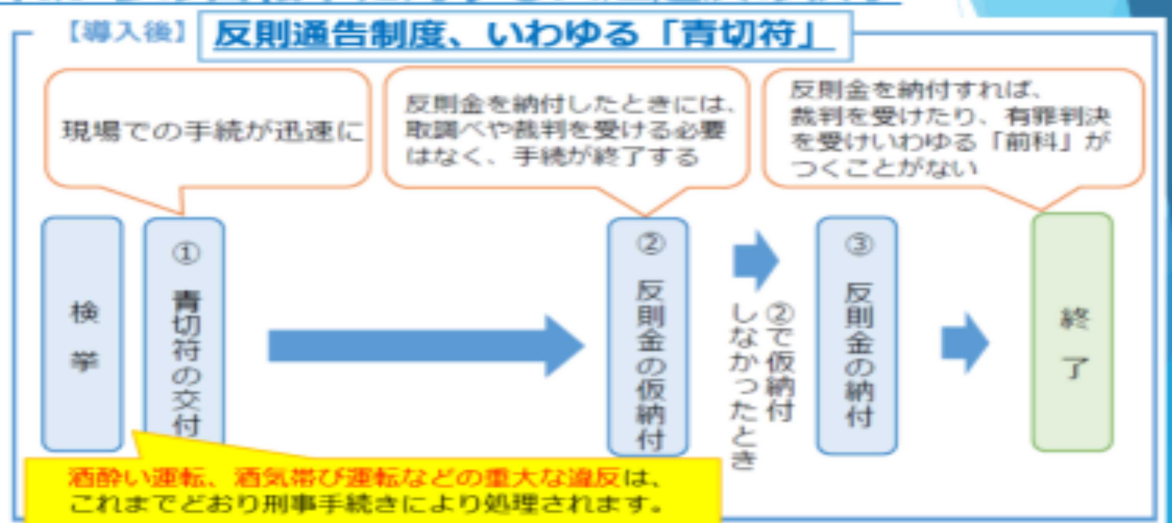
発生場所：室蘭市高砂町1丁目先路上

発生状況：年齢50歳くらいの男1人が、中学生男児に対し、「警察だけど、君自転車のルール知らないの。」「それ違反だから罰金5,000円払って。」などと警察官と装い、金銭を要求したものの。

**警察官が、自転車の交通違反者に対し、取締りの場で直接反則金を徴収するようなことは絶対ありません!!**

基本的な検挙後の手続きは以下のとおりです。

### これからの自転車に対する交通違反の検挙



警察は金融機関で納付する用紙を違反者に渡します。「その場で現金を要求された」時は、110番通報してください!